平成２４年（フ）第７８号
青森県八戸市城下２丁目14番21号　コーポササキＡ２号
債務者　助川るみ子（旧姓庭田）
1　決定年月日時　平成24年７月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第８４号
青森県三戸郡三戸町大字貝守字林ノ下１番地
債務者　和田　敏雄
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２４年（フ）第５２号
岩手県北上市藤沢19地割106番地４　雇用促進住宅北常盤台宿舎１―206号、前住所岩手県北上市常盤台４丁目４番12号　県営藤沢アパート２―309号
債務者　山口　民一
1　決定年月日時　平成24年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第６２号
岩手県花巻市湯本第１地割87番地４、前住所埼玉県川口市並木１丁目21番36号　清和荘８号
債務者　小瀬川裕基
1　決定年月日時　平成24年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２４年（フ）第１２０号
群馬県太田市大原町681番地１　里見コーポ101
債務者　山本登美子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成24年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２４年（フ）第６７３号
さいたま市北区東大成町１丁目585番地　サンアップマンション405号
債務者　清藤　　忠
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７２７号
埼玉県さいたま市中央区円阿弥５丁目１番10号　メリリーフラットⅢ―Ⅲ　101
債務者　安田創一こと　安　　創秀
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
さいたま市岩槻区大字笹久保1817番地１　ジュネス笹久保201号
債務者　岡田　伸之
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７３５号
埼玉県上尾市柏座１丁目10番３―89号　御牧荘
債務者　高島　照子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７５０号
埼玉県川口市長蔵２丁目26番９号　ニューフロンティアＡ201号
債務者　井田　奈緒（旧姓福島）
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第７７６号
さいたま市大宮区三橋１丁目1107番地　サンブリッジマンション206号
債務者　牧本佐知代
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８０８号
埼玉県志木市中宗岡４丁目18番31号　ショッピームネオカ112号
債務者　福島　　隆
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８１８号
埼玉県朝霞市三原３丁目26番27号　ウトピーア202号
債務者　斎藤　博美
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８２３号
埼玉県川口市上青木西５丁目４番５号　ベルハウス202号
債務者　鳥居　政夫
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８３５号
埼玉県上尾市大字小敷谷77番地１　西上尾第二団地２―13―501
債務者　須黒　一治
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第８７９号
埼玉県朝霞市三原３丁目32番17号　シャルムＫ―１　102
債務者　戸島　弘子
1　決定年月日時　平成24年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月５日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係